

第2回 久慈市陸域再生可能エネルギーゾーニング協議会

日 時：令和4年1月18日（火）14:30～16:40

場 所：WEB（ZOOM）及び久慈市車庫棟2・3

出席委員：本田座長*、三宅委員*、浦委員、澤口委員、石羽根委員（代理：一田氏）、山本委員（代理：貫牛氏）、横内委員、高橋委員*、阿部委員*、及川委員、松岡委員、久松委員、谷崎委員

※はWEB参加者

1. 議事

【議事1】前回の振り返り

【議事2】太陽光・中小水力のゾーニング方法、風力ゾーニングエリア設定

【議事3】現在実施の追加的な環境調査

【議事4】来年度以降の調査概要とスケジュール

2. 主な意見等

【議事1】

（事務局から資料1の前回の振り返りについて説明）

・質疑特になし

【議事2】①本事業の目的・位置づけ

（事務局から資料2の本事業の目的・位置づけについて説明）

・主要な環境配慮項目を全て保全エリアとしてしまうと再エネ促進エリアの面積が確保できないのであれば、可能であれば、他の市町村と比較して、久慈市の比率が高いのか低いのかを示せるとよい。

・制約条件で、青森県であると米軍や自衛隊の施設があるが久慈市はどうか。

→久慈市内に上記の対象となる施設がないと認識している。

・森林伐採を伴う太陽光発電というのは、自然環境への負荷が高いため、今後減ってくるのではないかと考えている。久慈市の地域特性として、市域の森林面積の割合が高い状況にあり、悩ましいと思うところである。太陽光発電はアセス法の対象となって2年弱位であるが、現状ではゴルフ場跡地や牧場跡地などへの導入事例が多いので、そういったあまり森林を伐採する必要のない用地への検討を頂ければと考えている。

→環境配慮および事業性の観点から、森林伐採を伴わないゴルフ場跡地や牧場跡地も検討対象としたい。

・エリアの設定について、砂防指定地、地滑り区域、急傾斜地域等の災害危険区域が調整エリアとなるのが心配であるので、促進エリアには入れないというようなかたちで検討できないか。

→エリア設定としては、促進エリア、調整エリア、保全エリアの3段階で考えている。

このうちの調整エリアは、促進エリアと保全エリアのどちらともとれるような位置づけになっている。災害危険区域については、久慈市の広域に細かく点在している状況であ

り、エリア設定する場合に、この細かいエリアに少しでも重なる場所を一律に保全エリアとすると、エリアが確保できない状況が想定される。そのため、災害危険区域については、調整エリアの中でも注意が必要なエリアとして位置づけたい。

- ・環境省の資料で、地域の最大限の再エネ導入を促進するとともに、将来像やまちづくりのメリットも検討していくとあるが、このような内容についても本ゾーニングの中で久慈市が検討するということなのか。
 - 本ゾーニングの検討項目には、地域の将来像やまちづくりのメリットを検討する内容は含まれていないが、久慈市は同時並行で他自治体の先進事例の視察を予定しており、将来像やまちづくりのメリットについても検討する予定でいる。
 - 本ゾーニングの調査項目にはないが、久慈市としては地域住民との合意形成の中で地域に裨益する取組みについても探っていくことと考えている。
 - 地域のメリットということになると自治体が主体的にイニシアチブをとって頂くことがよいかと考える。
- ・ゾーニングのエリア設定について、学校・病院・建物の中心から 500m と 1km 範囲を保全エリアとするという 2 つの指標があるが、現状の 500m の設定でいいのか、1km とらなくていいのか。
 - 現在のゾーニング図面では、建物中心から 500m バッファをとっているが、これを 1km としてしまうと、かなりエリアが限定されてしまうこともあり、現状は 500m 範囲で設定している。
 - 1km 範囲というのは騒音等も考慮して、かなり安全側にとっているものである。実際は、地形や風車の性能で変わってくる。今回は、ある程度影響を考慮している 500m を設定しているということで認識して頂きたい。
 - マップ化は 500m 範囲で設定し、詳細検討として具体距離を検討するというやり方があるかと考えている。風車については、発電量が若干、犠牲になるが騒音を制御するという方法もあるので、マップ化に関しては柔軟に考えてもよいのではないかと。
 - 建物中心から 500m 以上 1km 以下の範囲は、調整エリアにして、この範囲では事前に事業者が騒音の調査をしっかりと実施するかという条件付けが必要と考える。騒音は住民生活に直接影響を与えるので少し慎重に検討してほしい。
- ・植生自然度 9、10 については、自然草本、自然林に該当するエリアであり、地図をみると面積的には大きくないので保全エリアに設定してもいいのではないかと。
- ・保安林については、水源涵養などの指定理由を確認したほうが良い。最近では、保安林を解除して風車を建設するという事例はあるが、一方で大雨が降った際に、そこから土砂が流れたりするので、保安林を一律で調整エリアとするのは慎重に協議したほうがよい。
- ・砂防指定地、地滑り区域、急傾斜地域等の災害危険区域については、太陽光発電については保全エリアに設定するべきだと思うが、風力であれば調整エリアとするといったように、一律に調整エリアということにはならないと考える。
- ・農地については、農業委員会との調整が必要なのかと思うが、営農型の太陽光発電が徐々に普及してきているので、そういう視点での検討も必要かと考える。

- 風車はポイントで開発できるが、太陽光発電は面的な開発が必要になるという特徴があるので、砂防指定地、地滑り区域、急傾斜地域等の災害危険区域については、そういった視点も踏まえて検討したい。
- ・民有林の保安林についても、国有林の保安林と同様に、目的において様々な区分がある。現状、1区分となっているので、詳細区分を示したほうがよいと考える。
 - 民有林の保安林の区分が判断できる資料があれば、詳細な区分けは可能であるので、関連資料の提供をお願いしたい。
- ・国有林の保護林のエリア設定根拠が「開発許可制度より」とあるが、開発許可制度というのは民有林を対象とするものなので、これは正しいかどうか確認頂いた方がよい。
 - 保護林のエリア設定根拠を再度確認する。
- ・自治体のゾーニング計画の中で、国有林をエリア設定の対象として本当によいのか。国有地なのでその辺のすり合わせは大丈夫か。
 - 林野庁には、ゾーニング調査について事前に相談済みである。個別、具体的にゾーニングを実施する際は、別途相談させて頂くことになっている。
- ・保全エリアとなりうる項目を重ねた場合、確保できるエリアが限定されるというのは、すなわち適地が少ないというのが出発点になるべきではないか。調整エリアは、保全と促進のどちらとも捉えられる位置づけでは、広すぎる=緩すぎるのではないか。先般、温対法の促進エリアの基準になる奨励案が公表されているが、そこではエリアの指定の中で、絶対に回避するエリアとそれ以外の2つに分けているが、今回、保全エリアに指定したところは、自然度が高くて回避するエリアと考えており、調整エリアに指定したところは、環境省の奨励基準と微妙に方向性が違っているような気がする。環境省の調整エリアに対する考え方は、その区域が保安林なり、砂防指定地なりの目的に沿って指定されているエリアなので、基本的にはその目的が達成されることが前提になっている。そこに再エネを導入するのであれば、指定目的に支障がないという原則が書かれている。そのため、基本的には保全エリアに指定する区域として、指定目的に支障がない場合に促進エリアにすることを検討するべきと考え方を整理したほうがよいのではないか。
 - 先般、改正温対法の検討会、地方公共団体実行計画マニュアルの検討会があり、その内容・結果も踏まえながら、エリア設定をしていきたいと考えている。
- ・保安林と災害危険区域については、かなり慎重な考え方が必要と考えている。災害の危険があるエリアへの再エネ導入は、災害リスクが高まることにつながり、その責任をどこが追うのか。最近の雨量が多い気象条件を考えると、森林の保水力を維持できるという評価ができないのであれば、水源涵養林は調整エリアから外していくべきなのではないか。
- ・建物を中心に500m範囲という設定については、風車の規格を考慮した上での距離設定が必要なのではないか。
- ・鳥獣保護区については、県の特別鳥獣保護区であると思うが細かい区分があるのであれば、細かい区分けのマップやその設定根拠がほしい。そうすると、普通地域は調整エリア、特別地域は保全エリアというような検討もできる。
 - 細かい区分があると思われるので、確認して対応する。

- ・ゾーニングマップのエリア設定の考え方として、事業者が開発行為の前に、現地調査を実施する必要性について考えている。本協議会の内容を配慮書に活かすため、今の段階では文献調査の結果を整理するものと捉えているが、太陽光発電のゾーニングでアセス法に掛からない規模要件のものについては、事業者に自主的な現地調査を促す必要性もある。
 - アセス法の対象とならない太陽光発電事業については、具体的な事業を実施する際に現地調査が必要となるといった付帯事項を付記するなど、懸念されている調整エリアにおいて、何かしらの条件を明記したい。
 - 各々の事業者が実施する環境アセスを本ゾーニングでやるというものでは全くない。本事業は、環境省がイニシアチブをとって市町村に出されている事業であり、市町村は地域に役立つような再エネ開発をしていくには、どういう情報が必要なのかを広く収集するというスタンスと考えている。したがって、事業者が実施する環境アセスに必要な情報を全ては含んではいないので、そこは誤解がないように明記して対応したらどうかと考えている。
 - 促進エリア、調整エリアにしたからすべて開発がOKという話ではなく、個別具体の事業実施の際は、必要なアセス調査を行った上で事業を実施する必要がある。したがって、アセス調査で必要な調査がすべて本ゾーニング事業で実施できるものではなく、現在収集できる情報を可能な限り活用した検討を実施し、再エネの導入が少しでも促進され、地域に裨益するような事業つながるようなものを整えていきたい。

【議事3】

- ・風況調査については、前回の協議会で、周辺の樹木の状況をドローンで確認できないかという話があったが実施可能であるか。
 - 只今、社内で調整しているところである。
- ・Bエリアの南東部に鳥がたくさん飛んでいるように見えるが、ここは渡り鳥が多いエリアと考えていいのか。
 - 観測地点を高台に設定していたが、それでも谷部に囲まれていたことから、おそらく視認できる範囲の直近で鳥を観察できたということである。
- ・久慈市内に希少種のクマタカが生息しており、どの辺で生息しているかを情報収集できればよい。関係者へのヒアリングや、すでに風力発電事業者が検討している情報が得られるならば、そういうところから生息域を整理して、参考情報として記載したらよい。
 - 資料収集、地元の方へのヒアリングを検討したい。

【議事4】

- ・コウモリ類は絶滅危惧種が多いので、岩手県の独自の専門家がいれば意見を伺ってもよい。
 - 岩手県は洞窟がある等、コウモリ生息環境に適した場所があるので、専門家へのヒアリングを検討する。

- ・ 景観調査のフォトモンタージュは、ある特定場所におけるフォトモンタージュになるため、本調査では、実際に事業者がフォトモンタージュを作成する際の注意点を記載するのが最も重要と考えている。
- ・ 調査候補地は多く挙げておいた方がよい。風力発電は遠くから見えるので隣接する自治体をカバーしなければならないことを記載する必要がある。久慈市以外からみたときの検討もする必要があると考えている。
- ・ 合意形成については、何に対する合意なのかということになる。例えば、久慈市の都市部の住民にとっては、山間部に建設する風車については関心がない。したがって、各々の地区で、このエリアへの再エネ促進は避けてほしいという意見を聞くことが合意なのではないかと感じている。
→ここでいう合意形成は、通常の合意形成という言葉の意味合いではなく、合意形成のためのプロセスということであるので、言葉の使い方について気をつけたほうがよい。
- ・ 太陽光発電により景観が悪化するという問題が住民の反対意見で増えている。眺望点の設定が問題となっているので、地元の住民にもヒアリングをしたほうがよい。
- ・ 地域の方々のご意見を頂いて、無理のない範囲で再エネを導入するシナリオができればいいのではないかと考えている。

—以上—